

事例1のポイント解説

事例 1	基準時間	47.0分	平成22年度制作の介護認定審査会向けDVD教材の収録事例。DVDでは一次判定の修正を行い、最終的な一次判定が要介護2となるケース。一次判定の修正・確定において間違いやすい「移動」「排尿」の違いを説明するための事例。
	一次判定	要介護1	

基本調査の選択ミス

- ・「3-7:場所の理解」の選択に誤りがある。
- ・調査員が迷った場合や、判断が困難な場合に事務局の果たす役割(情報提供)の重要性。

適切な介助の方法の判断

- ・排泄時における「適切な介助の方法」を、「一次判定修正・確定」において評価する際の留意点を指摘。
- ・トイレまでの移動は「移動」、トイレへの声掛け誘導は「排尿(排便)」で評価する。
- ・「見守り等」を選択するか、「一部介助」を選択するかは、審査会委員の「専門性と経験」に基づいて判断。

一次判定の修正・確定後

- ・一次判定は、基準時間52.0分で「要介護2」となる。

1

事例1のポイント解説

3 - 7 場所の理解(能力)

(定義)

「ここはどこですか」という質問に答えることができること

(選択基準)

・できる

適切に回答できる場合

・できない

適切に回答できない、あるいはまったく回答できない場合

(審査場の留意点)

所在地や施設名をたずねる質問ではない。質問に対して「施設」「自宅」などの区別がつけば、「できる」を選択する

2

事例1のポイント解説

2 - 2 移動(介助の方法)

(定義)

「日常生活」において、食事や排泄、入浴等で、必要な場所への移動にあたって、見守りや介助はおこなわれているかどうか

(選択基準)

- ・介助されていない
- ・見守り等

常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」

・一部介助

介護者が手を添える、体幹を支える、段差で車椅子等を押す等の「移動」の行為の一部に介助が行われているばあい

・全介助

3

事例1のポイント解説

2 - 5 排尿(介助の方法)

(定義)

「排尿動作(ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ、尿器への排尿)」、「陰部の清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿後の清掃」「オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換」「抜去したカテテルの後始末」の一連の行為

(選択基準)

- ・介助されていない
- ・見守り等

常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等をトイレ等へ誘導するために必要な「確認」、「指示」、「声かけ」等

・一部介助

一連の行為に部分的に介助が行われている場合

・全介助

4

事例1のポイント解説

2 - 5 排尿(介助の方法)

(留意点)

トイレまでの移動に関する介助は、ほかの移動行為とともに「2 - 2移動」で評価するが、トイレ等へ誘導するための「確認」「指示」「声かけ」は、排尿の「見守り等」として評価する

トイレへの移乗に関する介助は、他の移乗行為とともに「2 - 1移乗」で評価する

失禁した場合の衣服の更衣に関する介助は、他の着脱行為とともに「2 - 10上衣の着脱」「2-11ズボン等の着脱」で評価する

「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が対象者にとって不適切な場合

(理由を特記事項に、適切な方法を選択し、審査会の判断を仰ぐ)

- ・独居や日中独居等による介護者不在のため
- ・介護放棄、介護抵抗
- ・介護者の心身の状態から介助が提供できない
- ・介助が本人の自立を阻害している

5

事例1のポイント解説

● 排泄に関する基本調査の定義 < 失禁の原因把握が重要 >

対象者への介助内容	対応する調査項目
トイレへの 【物理的な移動に関する】誘導 (移動に問題、場所が分からない)	移動の「見守り」 介助を伴う場合は「一部介助」「全介助」*
トイレへの【タイミング等に関する声掛けなど】誘導	排尿・排便の「見守り等」
排泄時のズボンの上げ下げ	排尿・排便
失禁時の着替え	ズボン等の着脱

* ただし、その他の「移動」機会における介助の方法の頻度によって判断する

6

